

## 現場代理人の常駐義務の緩和（他の工事との兼任）の取扱いについて

平成28年6月  
京都市行財政局財政部契約課

工事における現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者（請負者）の代理人であることから、原則的に、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中、常に工事現場に滞在していること）が義務付けられています。

しかし、本市では、次の要件を全て満たす場合には、例外的に、この常駐義務を緩和し、他の工事（常駐又は専任義務が課されている場合を除く。）との兼任を認めることとしています。

### 【常駐義務の緩和（他の工事との兼任）の要件】

- (1) 税込請負金額が3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）未満の工事であること。
- (2) 工事期間中、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に一切の支障を生じさせず、かつ、工事担当課との連絡体制が常に確保されること。

（※平成28年6月1日金額基準改定）

上記の要件を全て満たし、現場代理人が常駐又は専任義務が課されていない複数の工事を兼任しようとする場合には、下記のとおり「現場代理人の兼任に係る誓約書」を提出してください。

なお、工事担当課が常駐義務の緩和を取り消し、工事現場への常駐を求めた場合には、他の工事との兼任は認められないこととなりますので、御注意ください。

### 記

- 1 提出書類及び様式  
「現場代理人の兼任に係る誓約書」（様式は別紙のとおり）
- 2 提出時期  
工事請負契約締結時
- 3 提出先及び提出部数  
契約課 1部  
兼任する工事の担当課（※）各1部

※京都市（上下水道局、交通局は除く。）の工事担当課に限る。